①従来の裁判例における具体的危険性（原発に求められる安全性）についての考え方

　東北電力女川原発建設工事差止訴訟（仙台地裁平成6・１・31）は、「具体的危険性」の問題について、原子炉施設に求められる安全性とは、「災害発生の危険性をいかなる場合においても、社会観念上無視し得る程度に小さいものに保つこと」にあるとし、これについて、原発の周辺監視区域外の線量限度である、実効線量当量年間0.1レムを基準とすることが合理的であるとした。また、証明については、取消訴訟である伊方原発訴訟の最高裁判決（最判平成4・10・29）の影響を受けつつ、本件原発の安全性については、情報の偏在を理由として、被告の側においてまずその安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で立証する必要があり、被告がその立証を尽くさない場合には、原告において、安全性に欠ける点があることについて更なる立証をしなければならないとした。東北電力女川原発建設工事差止訴訟の考え方はその後の原発差止裁判例に大きな影響を与え、それ以後の判決の多くはこの判断枠組みに沿った裁判をしてきた。

　東北電力女川原発建設工事差止訴訟の判断枠組を用いなかったのは志賀原発2号機運転差止訴訟（金沢地裁平成18・3・24）であり、これは、原告が本件原子炉の運転により許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点から、被告において、原告らが指摘する「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には上記「具体的危険性」の存在を推認するとした。

　結論としては、ほとんどの裁判例は差止請求を棄却していたが、唯一差止を認めた例は上記の志賀原発2号機運転差止訴訟である。同判決は、安全審査を経て（当時の）通産大臣による原子炉の設置変更許可がなされているからといって当該原子炉施設の安全設計の妥当性があると即断すべきではなく、安全審査においてどこまでの事項が審査されたかを具体的に検討して判断すべきであるとした。

　もっとも志賀原発2号機運転差止訴訟は、２審（名古屋高金沢支判平成21・3・18）において覆された。２審では、（当時の）通産大臣及び原子力安全委員会が設置変更許可申請について行った安全審査において審査指針等の定める安全上の基準が満たされていることが確認された場合には、被告が原子炉に安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上で主張立証を尽くしたことになるとし、これを認めた。

②大飯原発運転差止訴訟（福井地判平成26・5・21）における具体的危険性（本件原発に求められる安全性）についての考え方

「原子力発電所の稼動は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由(憲法22 条1 項)に属するものであって， 憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ，大きな自然災害や戦争以外で，この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は，その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても，少なくともかような事態を招く具体的危険性が万がーでもあれば，その差止めが認められるのは当然である。」

従来の判断枠組みとされていた東北電力女川原発建設工事差止訴訟が具体的危険にあたるものを、「災害発生の危険性」が「社会観念上無視し得る程度に小さいものに保」てないこととしており、これは差止を認容した志賀原発2号機運転差止訴訟においても維持されたのに対し、本判決は「具体的危険性」が「万が一」でもあれば差止が認められるという一般論を展開している。

参考文献

大塚直（2014）

「大飯原発運転差止訴訟第1審判決の意義と課題」『法学教室』№410 pp.84-94有斐閣